

## 【中国】原発の積極的推進から安全第一へ

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 福島原発事故が発生した直後、中国政府は中国の原発は安全であるとして原発建設を積極的に推し進める方針に変わりはないとした。その後、事故の状況や放射性物質の飛散が伝えられるにつれ、国民の間に原発の安全性に対する不安が高まり、政府は安全を最優先させて原発建設を進めるという方針を示した。

### 中国の原発の現状

現在中国では、6か所の原発で13基の原子炉が稼働中である。2010年の統計によれば、中国の発電設備容量（以下「設備容量」）の総量は9億6000万kWで、そのうち原発による設備容量は1080万kW、全体に占める割合は1.12%である。現在建設中の原発は28基あり、その総設備容量は3097万kWを予定しているが、これらの稼働中及び建設中の原発は、いずれも沿海地域に建造されている。そのほかに建設許可を得ているが建設に着手していない原発や許可を得ていない建設計画が多数ある。これには今までにはなかった内陸地域での建設計画も含まれており、地域環境への影響や地震を心配する声も上がっている。

### 原子力発電計画

2007年に策定された、原子力発電中長期発展計画（対象期間は2005～2020年、以下「中長期計画」）では、2020年の総設備容量を10億kWと想定し、そのうちの4%にあたる4000万kWを原発で賄うことを目標としていた（注1）。その後、総設備容量の想定は14～15億kWに修正され、また、各地で次々と原発建設計画が策定されたことで、原発による設備容量が大幅に増加する見込みとなり、この目標値も何度か上方修正を繰り返し、2011年1月の全国エネルギー業務会議においては、8600万kWに引き上げられた。また、第11期全人代第4回会議（2011年3月5日～14日）で公表された第12次5か年計画（2011～2015年）では、原子力発電については、「沿海の省の原発発展を加速し、中部の省の原発建設を着実に進める」という方針で建設を進め、「2015年までに総設備容量4000万kWの原発建設を行う」とされた。

### 国務院常務会議の決定と原発計画の調整

福島第1原発事故発生後、国民の原発への不安が高まる中で、2011年3月16日に開かれた国務院常務会議では、原発の建設は安全を最優先させることを強調し、次の4つの方針を示した（注2）。①原子力施設に対し直ちに全面的な安全検査を実施する。全面的で緻密な安全評価、潜在的な危険を網羅的に調査することを通じて、絶対的な安全を確保する。②稼働中の原子力施設の安全管理を強化する。原子力施設を保有す

る組織・機構は制度を整え、厳格に規則を適用し、運行管理を強化する。監督部門は、監督検査を強化し、企業が潜在的な危険を遅滞なく発見し除去できるように指導する。③建設中の原発を全面的に審査する。最新の技術基準により、すべての建設中の原発に対し安全評価を実施し、潜在的な危険が存在する場合には改善し、安全基準に合致しない場合には直ちに建設を停止する。④新しい原発のプロジェクトは厳しく審査する。原子力安全計画を急ぎ策定し、中長期計画を調整し完全なものとする。原子力安全計画を承認するまでは、原発プロジェクトの審査・承認を一時停止する。

この決定を受けて、海洋局は新規原発の審査を当面受理しないと発表した（沿海の原発の建設には、埋立地の造成や取排水施設の工事等周辺海域に関係するため、海洋局の審査が必要である）。また、原子力安全計画については、国家エネルギー局が起草を開始し、意見募集稿が一応の完成を見たが、国务院に報告する段階にはまだ至っていない（注3）。一般的には意見募集稿完成から制定・公布まで少なくとも1～2年はかかると言われており、この間原発の新規建設計画の審査・承認は行われなことになる。中長期計画については、設備容量の目標値は下方修正されるだろうと推測されているが、具体的な調整はまだ進められていないようである。

### 原子力法制定の動き

中国では原子力についての基本法は制定されていない。1984年に国家核安全局が設立された時に関連部門と共同で原子力法の起草を開始したが、部門間の意見の相違やその後の機構の再編等があり進められなかったという。しかし、近年の原発の発展状況から原子力基本法制定の必要性が再認識され、2010年から原子力法の制定に向けて再度準備が進められていた。2011年1月には国务院の2011年立法作業計画に組み入れられ（注4）、中国原子力産業協会が、工業・情報化部の委託を受けて起草作業を進めているが、福島第1原発事故の影響で作業が加速され、早ければ年内には意見募集稿が公表される見込みとのことである。

注（インターネット情報はすべて2011年4月20日現在である。）

(1) 富窪高志「中国における原子力の安全性—原子力発電関連法規を中心に—」『外国の立法』244, 2010. 6, pp. 115-128.

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024409.pdf>>

(2) 「温家宝主持召开国务院常务会议—听取应对日本福岛核电站核泄漏有关情况的汇报」『人民日报』2011. 3. 17, 人民网

<[http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2011-03/17/nw.D110000renmrb\\_20110317\\_4-01.htm](http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2011-03/17/nw.D110000renmrb_20110317_4-01.htm)>

(3) 「日本“核震”波及我国核电规划」『中国能源报』2011. 3. 21.

<[http://paper.people.com.cn/zgnyb/html/2011-03/21/content\\_773470.htm](http://paper.people.com.cn/zgnyb/html/2011-03/21/content_773470.htm)>

(4) 「我国将立法 确保核电发展安全 原子能法列立法计划」『中国人大新闻』2010. 4. 12, 人民网,

<<http://npc.people.com.cn/GB/14364239.html>>